○防衛省告示第二百八号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十五年十月三十日

防衛大臣　小野寺五典

日　時　平成二十五年十一月十三日及び同月十四日（予備、同月十五日）の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　沖縄島南東方の次の(ア)から(キ)までの七地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(キ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯二五度四一分一五秒　東経一二八度五一分五三秒

(イ)　北緯二五度四八分三七秒　東経一二九度〇二分一九秒

(ウ)　北緯二五度四四分一五秒　東経一二九度二五分五二秒

(エ)　北緯二五度四四分一五秒　東経一三〇度一〇分五二秒

(オ)　北緯二五度四三分二四秒　東経一三〇度三五分五二秒

(カ)　北緯二五度四一分一五秒　東経一三〇度四四分五二秒

(キ)　北緯二四度五三分一五秒　東経一三〇度〇三分五二秒

実施艦等　自衛艦十三隻、航空機二機

その他

一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○関東地方整備局告示第四百三十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十月三十日

関東地方整備局長　深澤　淳志

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　一号

(三)　道路の区域

区　間　変更前　後別　敷地の幅員　延長

神奈川県中郡大磯町西小磯字切通四二一番三から同町西小磯字切通五一四番一まで　前　二〇・三メートル　二二・四メートル　二五・五八メートル　後　〇・〇三九キロメートル　二七・八〇メートル　〇・〇三九キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局横浜国道事務所

○防衛省告示第二百九号

陸上及び海上における射爆撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十五年十月三十日

防衛大臣　小野寺五典

日　時　平成二十五年十一月十二日及び同月十三日（予備、同月十四日）の毎日〇六〇〇から二三〇〇まで

区　域　沖縄島南東方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯二四度二三分一五秒　東経一三〇度四七分五二秒

(イ)　北緯二五度二六分一五秒　東経一三一度四一分五二秒

(ウ)　北緯二五度一三分一五秒　東経一三二度三〇分五二秒

(エ)　北緯二四度〇〇分一六秒　東経一三二度五九分五二秒

(オ)　北緯二四度〇〇分一五秒　東経一三一度二二分三八秒

(カ)　北緯二四度〇七分三三秒　東経一三一度一〇分二五秒

実施艦等　自衛艦五隻、航空機五機

その他

一　射爆撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射爆撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○関東地方整備局告示第四百四十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十月三十日

関東地方整備局長　深澤　淳志

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十六号

(三)　道路の区域

区　間　変更前　後別　敷地の幅員　延長

相模原市南区大野台六丁目二一九八番一地内　前　二二・〇六メートル　後　二二・〇六メートル　二四・〇五メートル　〇・〇四五キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局相武国道事務所

○関東地方整備局告示第四百四十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十月三十日

関東地方整備局長　深澤　淳志

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

十六号　相模原市南区大野台六丁目二一九八番一地内　関東地方整備局及び同局相武国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年十月三十日

○関東地方整備局告示第四百四十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十月三十日

関東地方整備局長　深澤　淳志

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

十七号　前橋市川端町字道東一六二番一地先から同市川端町一九七番一地先（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　関東地方整備局及び同局高崎河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年十月三十日

○北陸地方整備局告示第九十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十月三十日

北陸地方整備局長　野田　徹

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　八号

(三)　道路の区域

区　間　変更前　後別　敷地の幅員　延長

上越市大字茶屋ヶ原字岩の原一〇一二番一から同市大字茶屋ヶ原字岩の原九九〇番一まで　前　三一・七メートル　後　四四・四メートル　四三・五〇メートル　五六・三〇メートル　〇・一一一キロメートル　〇・一一一キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局高田河川国道事務所